

リンクスの 事業再生現場

レポート 第36回



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F
TEL : 028-634-5088
Mail : info@rincs.biz
URL : http://www.rincs.biz/

【金融円滑化法終了 パート2】

前回のレポートでは、中小企業金融円滑化法の終了について、金融機関の側からの事情を説明しました。今回は、中小企業の側、特に金融円滑化法を利用して返済猶予を受けている中小企業の方々が、これからどうしたら良いのかアドバイスを送りたいと思います。

中小企業からみた金融円滑化法の目的とは、返済の猶予を受けている一定期間の内に、経営を改善していくことにありました。しかし、法律が施行された時よりも景気は悪化していると感じる方のほうが多いのではないのでしょうか。返済を再開できる企業は、ほんの一握りと思います。

金融機関の側でも、その辺りの事情はよく理解していますが、前回説明した通り、彼らにも彼らの事情があります。全ての先に金融円滑化法と同じような対応は出来ません。業種、規模、決算状況、担保状況、取引金融機関等の各種判断材料を総合して対応方針が決まります。ここでは、決算状況にポイントを当てて、金融機関の対応とその対処方法について説明していくことにします。

(1) 黒字決算（黒字決算ではあるが、債務が大きく、債務返済には長期を要するケース）

一般的に金融機関は返済の再開を求めてくると思われます。しかし、返済猶予の継続が認められる公算大ですので、無理に返済再開する必要はないと考えます。返済再開したからといって、

すぐに新規の資金が調達できるとは限りません。経営改善計画書にて長期的な返済計画を立案し、余裕を持った返済をしていくことです。設備等については、黒字決算ですのでリース調達が可能でしょう。

(2) 赤字決算・自己資本の毀損小（赤字決算ではあるが、債務はさほど大きくなく、自己資本の毀損も小さいケース）

返済猶予継続のハードルが高くなるのが懸念されます。しかし、金融機関の指示どおりに無理な返済をしていっては、いずれ、資金繰り破綻が待っています。赤字なのですから、本来は何らかの方法で資金調達しなければ回りませんので、金融機関に資金を引き揚げられてはたまりません。日々、資金繰りで頭がいっぱいになり、商売どころではなくなります。安易に返済再開を同意してはいけません。真摯に金融機関と話し合ってください。取引先や従業員、また、その家族のことを思えば、金融機関との交渉など、突破できるはずです。もちろん、黒字転換のための改善策は必須です。ただし、今回継続出来たとしても、次は無いと覚悟で、黒字転換しなくてはなりません。

(3) 赤字決算・自己資本の毀損大

金融安定化法終了により、最も影響を受けます。次回に詳しく述べてみたいと思います。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。